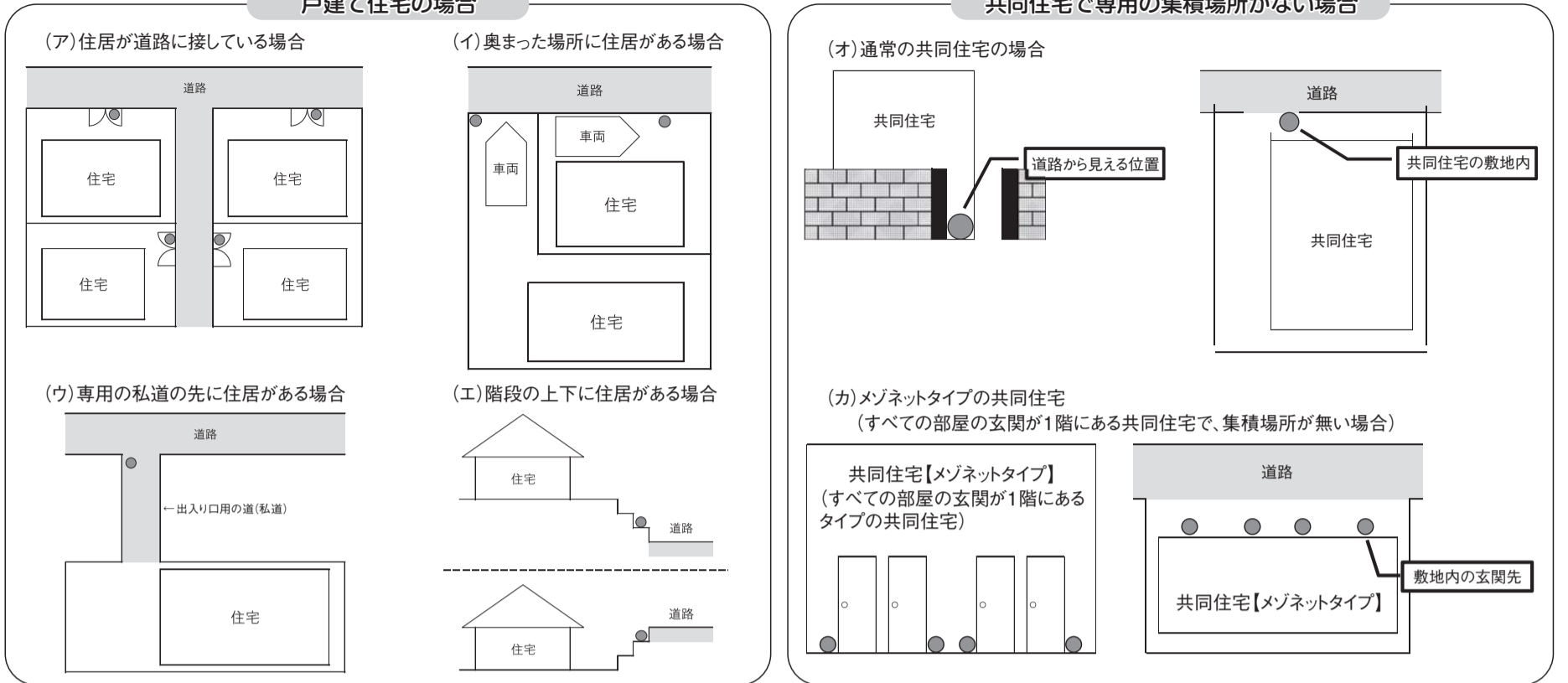


「燃やせるごみ」と「布類」の排出場所について（事例）

戸建て住宅の場合

共同住宅で専用の集積場がない場合



※図中の「●」が排出場所です。

戸別収集容器の配布日程および配布場所

日程	受付時間・配布場所		
	午前 8 時 45 分～11 時 45 分	午後 1 時半～4 時半	
9 月	3 日 (土)	①小山小学校 (体育館)	②神宝小学校 (体育館)
	4 日 (日)	③第三小学校 (体育館)	④第五小学校 (体育館)
	7 日 (水)	※⑤浅間町地区センター (第1・2会議室)	⑥野火止地区センター (第1・2会議室)
	10 日 (土)	⑦下里小学校 (体育館)	⑧第九小学校 (体育館)
	11 日 (日)	⑨第七小学校 (体育館)	⑩第十小学校 (体育館)
	14 日 (水)	※⑪南町地区センター (第1・2会議室)	⑫中央町地区センター (第1会議室)
	17 日 (土)	⑬南町小学校 (体育館)	⑭本村小学校 (体育館)
	18 日 (日)	⑮第二小学校 (体育館)	⑯第一小学校 (体育館)
	21 日 (水)	※⑰八幡町地区センター (講習会室)	⑱南部地域センター (1階ロビー)
	24 日 (土)	⑲第六小学校 (体育館)	⑳ごみ対策課

※⑤⑪⑰の受付開始時間は、午前9時半からとなります。なお、⑳以外の配布場所への車での来場はご遠慮ください。

排出場所について

10月から、「燃やせるごみ」と「布類」を先行して戸別収集します。上図の事例を確認の上、排出してください。戸建て住宅の場合は、住宅敷地内の接道付近が排出場所になります。接道付近に排出することが困難な方は、ごみ対策課へご連絡ください。調整して排出場所を決定します。また、共同住宅の場合についても、専用の集積場所がある場合を除き、敷地内の接道付近に排出してください。排出場所が不明な場合は、建物所有者や管理会社にお問い合わせください。ご協力を願っています。

切り取り

戸別収集容器配布申請書

No. _____

戸別収集容器の配布を以下の通り申請します。また、配布の申し込みに当たり、住民基本台帳による本人確認に同意します。
(太枠内をボールペンなどではっきりと記入してください)

住所 : 東久留米市 _____

ふりがな世帯主 : _____

申請者 : _____ ※世帯主が申請者の場合は記入不要です。

電話番号 : _____

フックス番号 : _____ ※お持ちの方は記入してください。

希望配布場所：次のいずれかに○印を記入してください。
 小学校などで配布を希望 → 番 _____ ※「戸別収集容器の配布日程および配布場所」の表から選んで番号を記入してください。
 ごみ対策課で配布を希望
 自治会で配布を希望

自治会名 : _____ ※自治会で配布を希望する場合は記入してください。

戸別収集容器引換券

No. _____

(太枠内をボールペンなどではっきりと記入してください)

住所 : 東久留米市 _____

世帯主 : _____

代理人 : _____ ※世帯主が受け取る場合は記入不要です。

希望配布場所：次のいずれかに○印を記入してください。
 小学校などで配布を希望 → 番 _____ ※「戸別収集容器の配布日程および配布場所」の表から選んで番号を記入してください。
 ごみ対策課で配布を希望
 自治会で配布を希望

【申請先】 東久留米市ごみ対策課 ☎ 473・2117、フックス (477・6755)
〒203-0042、八幡町2-10-10